

初期・中期・長期における各機関の支援例について

■生命・身体に被害を受けた場合の例（殺人、傷害など）

| | 初期 | 中期 | 長期 |
|--|--|---|--|
| | 《被害直後の支援》 | 《安全な生活確保》 | 《自立生活の促進》 |
| 犯罪被害者等が直面する課題（例） | | | |
| フェーズ | 事件発生 → 捜査 → 起訴 → 裁判 | 転居や転校 うつ病等の発症 家族の介護 各種手続や公判等の際の子どもの預け先確保 | 収入減少 失職・転職 生活困窮 |
| 一般的な刑事手続きの流れ | | | |
| | 【警察】 事件⇒検査開始⇒犯人特定⇒検察送致 | 【警察・検察庁】 勾留請求⇒取調べ⇒処分 | 【裁判所】 冒頭手続⇒証拠調査手続⇒弁論手続⇒判決 |
| | 初期 | 中期 | 長期 |
| フェーズごとの各機関の支援（例） | | | |
| 福岡県警察 | <p>【相談対応】 【犯罪被害者支援要員制度】 ・捜査や病院等への付添い ・捜査の流れ等の説明 ・相談への対応 ・関係機関の紹介、引継ぎ等</p> <p>【被害者連絡制度】 ・捜査状況、犯人検挙状況等の情報提供</p> <p>【公費支出制度（経済的負担軽減）】 ・司法解剖後の遺体修復費用 ・解剖死体搬送料 ・初診料、処置費用、診断書料 ・カウンセリング費用 ・一時避難等施設使用料 ・ハウスクリーニング費用</p> | <p>【再被害の防止・保護対策】 ・防犯指導 ・110番登録</p> <p>【国】 【犯罪被害給付制度】 ・遺族給付金 ・重傷病給付金 ・障害給付金</p> <p>【国外犯罪被害弔慰金等】 ・国外犯罪被害弔慰金 ・国外犯罪被害障害見舞金</p> | |
| 福岡犯罪被害者総合サポートセンター 性暴力被害者支援センター ・ふくおか | <p>【総合的支援】 ・電話相談・面接相談 ・法律相談（弁護士による法律相談） ・心理相談（臨床心理士によるカウンセリング） ・警察、病院、裁判所、行政窓口等への付添い支援</p> | <p>・自宅や病院への訪問 ・物品の供与・貸与 ・見舞金申請 ・関係機関・団体等と連携した支援活動</p> | |
| 北九州市 | <p>【経済的負担軽減】 ・遺族見舞金 ・重傷病見舞金 ・性犯罪被害見舞金</p> <p>【死亡に伴う各種手続】 ・おくやみコーナー</p> <p>【高額医療費助成】 (または加入健保にて)</p> | <p>【日常生活支援】 ・高齢者生活援助事業 ・一時保育</p> <p>【精神面支援】 ・こころの健康相談 ・スクールカウンセリング等</p> <p>【住居支援】 ・市営住宅への優先入居</p> <p>【通学支援】 ・特別な事情による通学支援</p> <p>【各種相談】 ・無料法律相談 ・生活困窮相談 ・医療相談 ・暴力追放相談 ・就労相談</p> <p>【経済的負担軽減】 ・生活保護 ・医療費助成 ・ひとり親支援（児童扶養手当、ひとり親医療費助成等）</p> <p>【その他】 ・障害者手帳申請 ・納税等にかかる相談</p> | <p>【精神的支援】 ・こころの健康相談 ・スクールカウンセリング等</p> <p>【福祉的支援】 ・保健師によるフォロー等 ・障害福祉・介護保険サービス等 ・生活保護等</p> <p>【職業訓練】 ・職業訓練センター ・母子家庭等就業・自立支援センター</p> <p>【職業訓練等に係る給付等】 ・自立支援教育訓練給付金 ・高等技能訓練促進給付金</p> |